

環境・人権・民主主義の危機
石炭エネルギーの錯覚
インドは過去の教訓から何を学んでいないのか？

スバッシュ・モハパトラ(Dr.)
グローバル人権コミュニケーション 事務局長

抑圧・隷属・腐敗の歴史

- 1774年にインドで東インド会社による商業的な石炭採掘がダモダル川西岸のラニガニ炭田で始まって以来、242年が経過した。
- 英国は現地の住民や先住民族に強制労働を強いてきた。
- 地元の有力者たちは「贈り物」と称して多くの奴隷を東インド会社に提供しており、不道德な関係性があった。
- 1757年6月23日、英国の東インド会社は、プラッシーの戦いでベンガル太守のシラージュ・ウッダウラを打ち破った。英国は東インド（ベンガル・ビハール・オリッサ）の支配者になった。大量生産のために労働力が必要だとして多数の子どもたちが強制労働を強いられた。
- 何百万人もの人々が「Bethhi」（支配者のための無償奉仕）として強制労働を強いられた。
- 1947年にインドが独立した後、1956年に新政府は国家石炭開発公社をインド政府の下に設立した。

歴史(続き)

- Singareni Collieries Company Ltd. (SCCL)は、1945年から操業していたが、1956年に国有化され、アンドラプラデシュ州の支配下に入った。インドは1950年代に2つの政府系石炭会社を持っていた。
- 国営化は2段階で実施され、第1段階としてコークス炭鉱が1971年から1972年に、続いて1973年に非コークス炭鉱が国有化された。1971年10月、コークス炭鉱法が施行され、コークス炭鉱とコーク炉が政府管理になった。
- もう一つの法律は、1973年の炭鉱経営引き渡し法で、7州のコークス炭鉱・非コークス炭鉱を政府の管理下に置いた。1973年5月1日には石炭国有法が制定され、中央政府が炭鉱の許可を決定する現在の制度が構築された。

歴史(続き)

- 1973年にすべての非コークス炭鉱が国有化され、インド炭鉱公社の下に置かれた。1975年にCoal Indiaの下に、Eastern Coalfields Limited が設置された。
- インド政府による石炭の公営・民間会社への分配を巡る不正は、インドにおける主要な政治スキャンダルとなっている。2014年3月に発表された報告書案において、インドの会計検査局は、2004年～2009年にインド政府の石炭割り当てが不適切であったと指摘した。
- 与党は石炭関連企業が多額の資金を提供している基金より選挙運動のための政治献金を受けてきた。
- インドの貯炭量は世界有数の規模を占めており、2012年4月1日現在で2935億実質内臓量トン(3235億実質内臓量ショートトン)となっている。2011年、インドは世界第3位の石炭生産量であった。インドでは石炭から得られるエネルギーは石油からのエネルギーの約2倍となっているのに対し、世界では石炭からのエネルギーは石油からの約3割未満でしかない。

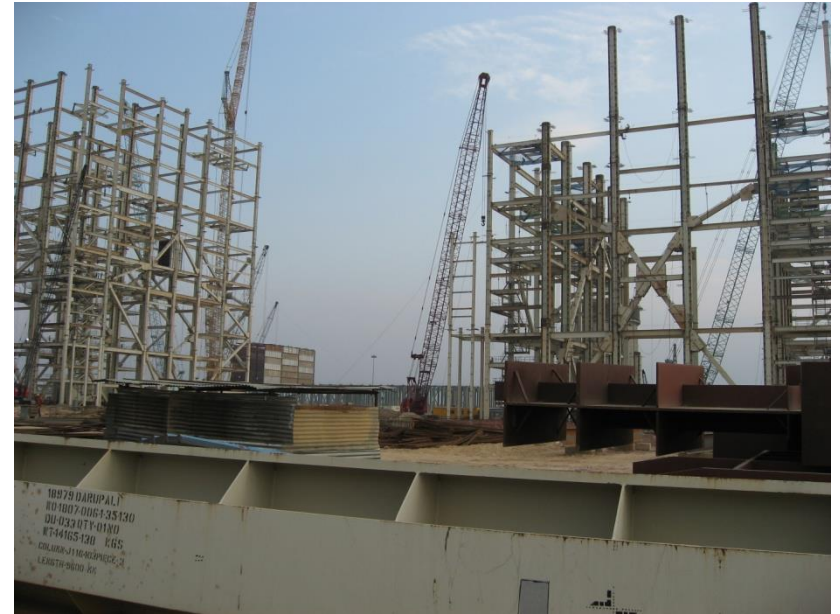
インドの森林喪失

- 2014年4月から2016年の間に、環境森林気候変動省は34,620ヘクタールの森林地の伐採を許可し、ステージIIの段階にある40,476ヘクタールは、最終許可を出せば伐採できる状態にあると同大臣のPrakash Javadekar氏が国会に報告した。同省は、22カテゴリーの1,513事業におけるステージII段階の許可を出してきた。採掘セクターには、3分の1近い10,309ヘクタールの森林伐採が許可されてきており、主に**石炭採掘**で、鉄鉱石、ボーキサイト等もある。

ケース調査：国営火力発電公社(NTPC)

- NTPCのダリパリ石炭火力発電所は、インドのオリッサ州スンドラガール群ダリパリ村に建設中の発電所である。石炭はDulanga及びPakri Barwadih石炭ブロックから調達し、冷却水はMahanadi川沿いのHirakund貯水池から30kmの導水トンネルで供給される。
- 2014年1月16日、800MW×2基の当発電所への投資が承認された。環境森林省による2014年2月17日付の環境許認可書によれば、コストは1253億ルピーと見積もられているとのこと。
- NTPCは事業のためにダリパリ村の1115エーカーの土地、Raidihi村の90.33エーカーの土地を収用した。オリッサ州政府は339.49エーカーの土地を譲渡した。1600MWの発電所が建設中である。

事業の位置及びNTPCと東芝の作業



環境法令違反

- 事業地は農地から森林まで多様性に富んでいる。森林は主に植林されたサラノキ、ボンベイコクタンで構成されている。Ib川やBasundhara nallaは主な水源となっている。土地利用は55.17%が農地で、29.58%が森林地である。
- NTPCは森林地に土砂を投棄しており、森林破壊または目的外利用の禁止を定めた森林保護法(1980)の第2節に違反している。
- NTPCは、有害物質の製造・保管・輸入に関する規則(1989)に違反しており、広範囲な生態系に重大な影響を及ぼしている点では環境保護法(1986)に違反している。
- NTPCは、土地の発破作業を行っており、爆発物に関する規則(2008)に違反している。

人権侵害

- 被影響住民に対して補償の不払いは生存権を侵害しており、生活再建・再定住政策に関するインド国内法やインド憲法で掲げられた基本的人権に違反している。加えて、被影響住民の生存権、尊厳、自由、安全保障を侵害する強制移動を禁止する「国内強制移動に関する国連指導原則」にも違反している。
- 「国内強制移動に関する国連指導原則」原則9は、『国家は、自らの土地に対して特別の依存性およびつながりを有する先住民、少数者、小作農、牧畜民およびその他の集団の強制移動を防止する特別の義務を負う』としている。
- 先住民族を含む被影響住民の適切な生活水準を提供しないことは、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（国際人権A規約）に違反している。
- 基本的な医療サービス、水、道路、電気等の基本的インフラが確保されていない。

人権侵害(続き)

- 先住民族に対して違法な身柄拘束が行われた。
- NTPCの警護に関与する中央予備警察隊(CRPF)は事業地に住んでいる先住民族を違法に監禁・拘留した。彼らは移動を制限され、拷問を受け、傷つけられた。警察は被害者の異議申立を拒否し、CRPFやNTPCは免責されている。
- インド政府は拷問禁止条約、人種差別撤廃条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約(国際人権B規約)に違反している。
- 異議申立や苦情は登録されていない。これは基本的人権に関するインド憲法第250条に違反している。加えて、プロジェクトレベルの苦情処理制度は機能していない。

先住民族の危機的状況

先住民族はNTPCの石炭火力発電事業によって生計手段を失い、彼らの生活は危機的な状況である。彼らは森林の副産物に依存して生活している。大規模な森林伐採や発破による大地の掘削・改変により、薬に使うハーブを失ったことで健康を維持するための手段を失った。彼らの礼拝場所を含む輝かしい文化や伝統的な生活は、事業によって破壊された。



住民主導の自然資源・森林の管理 が否定された

森林権法（2006年）は有史以来、先住民族等が森林で生活を営んでいることから、彼らに森林の権利を保障している。権利の記録はこの法律によって規定されているにもかかわらず、NTPCが事業を開始した後、彼らの権利は否定された。彼らはこの決定に対して抗議行動を行った。



HIRAKUDダム：NTPCによる違法な発破作業により危機に直面するオリッサ州のエネルギー源



人権侵害(続き)

- 透明性と説明責任の問題: 事業に透明性はなく、NTPCは環境、人権、社会影響に関するあらゆる情報を隠そうとしている。
- NTPCは情報公開を確保する必要があり、知る権利に関する法律に違反している。
- ビジネスと人権に関する国連指導原則やPHRA法(1993年)にも違反している。

汚職と免責

National Human Rights Commission
New Delhi, India

Case Details of File Number: 14365/18/14/2015

Diary Number	212353/CR/2015
Name of the Complainant	SUBASH MOHAPATRA
Address	EXECTIVE DIRECTOR COMMUNICATION KHANDUAL VIHAR PO SARAKANTARA BHUBANESWAR SUNDARGARH , ORISSA
Name of the Victim	SUBASH MOHAPATRA
Address	EXECTIVE DIRECTOR COMMUNICATION KHANDUAL VIHAR PO SARAKANTARA BHUBANESWAR SUNDARGARH , ORISSA
Place of Incident	PS LEPHARIPADA SUNDARGARH , ORISSA
Date of Incident	10/8/2015
Direction issued by the Commission	<p>The complainant, a human rights defender, has alleged that he visited Lephripada Police Station of district Sundargarh, Odisha on 08.10.2015 'for filing an FIR regarding an event which discloses primarily of a matter cognizable offence in nature'. According to the complainant, the officer-in-charge refused to receive any letter/complaint from him, and, thus, violated his fundamental and constitutional rights. The complainant also sent the said complaint through speed post No. EO777907921IN on 06.11.2015 but the officer-in-charge refused to receive his letter. A detailed track event for the speed post No. EO777907921IN referred by the complainant has been downloaded from the CMIS, which does not show details of sender or recipient. It is also not clear as to what matter of cognizable offence was presented before the officer-in-charge of Lephripada Police Station by the complainant. Let a copy of the complaint be transmitted to SP, of district Sundargarh, Odisha for appropriate action in the matter. With these directions the case is closed. The complainant be informed accordingly.</p>
Action Taken	Disposed with Directions (Dated 12/22/2015)
Status on 5/11/2016	Disposed of.

人権侵害(続き)

- 国内法・国際人権条約・環境規定の違反
- インドだけの責任ではなく、融資者である日本にも人権配慮義務があり、資金や発電設備を提供する立場として、インドの人権侵害問題から逃れることはできない。

司法による救済

Learned counsel for the petitioner has submitted that because of the blasting, there is danger to the human life and the houses in the area have developed cracks. In support of the same, the petitioner has filed certain photographs as Annexure-4 to the writ petition.

Keeping in view the aforesaid facts, it is directed that till next date listing, the operation of the order dated 09.06.2015 passed by the Collector and District Magistrate, Sundargarh shall remain stayed.

Issue urgent certified copy as per Rules.

Odisha High Court
WP PIL 5410/2016

Dr. V. Saran, C.J.



国家環境法廷(NGT)

- NGTはNTPCに対して発破作業の法規を遵守するよう命令した。
- NGTはNTPCに対して、オリッサ州のスンドラガール群で建設中の火力発電所に関し、環境や発破作業の法規を遵守するよう命令を出した。
- グローバル人権コミュニケーション事務局長のスバッシュ・モハパトラによる申立を受けて、法廷はオリッサ州の公害委員会の事務局長とスンドラガール群収用官に対して、3週間以内に状況報告を命じた。事務局長は発破作業の問題について法廷の命令を実施し、11月2日の次回ヒアリングまでに行動計画を提出するよう命じられた。
- モハパトラは、NTPCが発電所の建設地で岩石や土砂を取り除くために、法令に違反した荒々しい発破作業を繰り返し実施しており、周辺住民、家屋、家畜を危険にさらしてきたと主張した。
- 出典：http://www.business-standard.com/article/news-ians/ngt-directs-ntpc-not-to-violate-explosives-rules-115092401151_1.html

NGTの対応

- 2016年5月13日、NGTはグローバル人権コミュニケーション(www.globalrights.ngo)のスバッシュ・モハパトラに対して補償を必要とする被影響住民の実態調査結果を提出するよう命じた。NGTは、NTPCが特に住民移転・生計回復において、先住民族の人権配慮を適切に行っていないと認識している。次回のヒアリングは2016年7月7日に予定されている。

課題

- 残念ながらNTPCによる暴力と法令違反は続いている。
- インド政府の法外な主張とパリでの約束が明らかになった。
- インドの石炭を巡る2011年の詐欺事件：石炭鉱区を確保するための企業によるわいろによって、民主主義は危機に瀕している。
- 先住民族の抵抗。インドの人口の8%である先住民族は、彼らの土地の石炭事業によって危機に瀕している。



ご清聴ありがとうございます。

GLOBALRIGHTS.NGO